

令和5年6月14日

市政記者クラブ 様

中村区役所区政部総務課
担当：青木（433-2710）

中村区役所における文書の配付誤りについて

中村区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

1 発生日

令和5年6月9日（金）

2 発生場所

中村区稲葉地学区内（中村区長箴町2丁目付近）

3 事実の概要

- ・令和5年5月9日（火）、通達員がAさんに配付すべき「支給決定通知書」及び「障害福祉サービス受給者証」（以下「通知書等」という。）をBさんに配付しました。6月9日（金）、Bさんが「障害福祉サービス受給者証」の確認をしたところ、Aさん宛てのものであったことから、区役所に持参くださり、配付誤りが判明しました。
なお、Bさんに「支給決定通知書」について尋ねると、廃棄したとのことでした。

4 漏えいした個人情報

住所、氏名、生年月日、受給者証番号、障害種別、支給決定内容

5 対応

- ・Bさんについては、令和5年6月9日（金）、来庁された際に謝罪するとともに、「障害福祉サービス受給者証」を回収しました。
- ・Aさんについては、令和5年6月13日（火）に区役所職員が説明のうえ謝罪するとともに、通知書等をお渡ししました。

6 原因

Aさん宅とBさん宅は同じ集合住宅であり、集合ポストに投函する際の確認が不十分であったため。

7 再発防止策

通達員全員に対し、個人情報及び配付文書の重要性について改めて周知するとともに、配付前に必ず1通ごとに「指差し確認」を行い、配付物の住所、氏名と現地の住所、表札等を確認したうえで投函するよう、改めて注意喚起を行い、文書の確実な配付を再度徹底します。